

島根県医師会役員選挙規程

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 島根県医師会定款（以下「定款」という。）第28条に規定する理事、監事、会長及び副会長（以下「役員」という。）の選任並びに選定については、この規程の定めるところによる。

第2章 選挙管理委員会

(設置)

第2条 本会に選挙管理委員会を置く。

(所掌事務)

第3条 選挙管理委員会は、定款第32条及び第33条に基づく本会の役員に関する事務を管理する。

2 選挙管理委員会は、前項の選任が公正かつ適正に行われ、本会の品位が保持されるよう啓発に努めるとともに、候補者及び関係者を指導監督しなければならない。

(選挙管理委員)

第4条 選挙管理委員会は、委員5人をもって組織する。

2 選挙管理委員は、本会代議員会の決議による指名に基づいて本会会長が任命する。

3 第1項の委員が欠けたときは、すみやかに後任者を選出するものとする。

(任期)

第5条 選挙管理委員の任期は2年とし、定款第32条第1項の役員を選任が行われる年の定時代議員会の翌日をその始期とする。ただし、前条第3項の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、選挙管理委員の任期が満了しても、後任者が選出されるまでは、引き続き、その職務を行うものとする。

(兼職の禁止及び立候補等の制限)

第6条 選挙管理委員は、本会の役員、裁定委員、顧問及び参与を兼ねることができない。

2 選挙管理委員は、本会の役員及び裁定委員の候補者になることができない。

3 選挙管理委員は、第3条で所掌する選任に関する選挙運動を行うことができない。

(委員長及び副委員長)

第7条 選挙管理委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、それぞれ委員が互選する。

2 委員長は、選挙管理委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(運営)

第8条 選挙管理委員会は委員長が招集し、その議長となる。

2 選挙管理委員会は、委員半数以上の出席がなければ、議事を開き決議することができない。

3 選挙管理委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決議する。

(事務)

第9条 選挙管理委員会の事務は、本会事務局において行う。

(選挙管理委員会への委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、選挙管理委員会の運営に関し必要な事項は、選挙管理委員会が定める。

第3章 役員の選任

(役員選任の細則)

第11条 定款第32条及び第33条第1項の規定に基づく役員の任期は、本章の定めるところによる。

(選任に関する必要事項の通知)

第12条 選挙管理委員会は、役員の選任にあたっては、あらかじめ、選任に関する必要な事項について、その要旨を郡市医師会長に通知しなければならない。

(選任期日の公示)

第13条 選挙管理委員会は、役員の選任の期日を、その20日前までに、島根県医師会報に公示しなければならない。

(立候補届出)

第14条 役員の候補者となろうとする者は、所属郡市医師会長又は所属郡市医師会選出の代議員1名の推薦を受けて、その選任の期日の10日前までに、文書で、その旨を選挙管理委員会に届出なければならない。

2 前項の届出は、祝日を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

但し、届出の締切日については曜日を問わず受け付けるものとする。

3 役員に立候補した代議員は、代議員を辞任しなければならない。

4 同一人が、同時に異なる2以上の役員に立候補してはならない。

(役員選任の議案提出)

第15条 理事会は、前条の規定に基づく役員候補者につき役員選任の議案を代議員会に提出する。

(立候補の辞退)

第16条 候補者は、当該選任の決議が行われるまでに、文書で選挙管理委員会に届出て、候補者たることを辞退することができる。

(立候補届出書等の様式)

第17条 立候補届出書及び候補辞退届出書の様式は、別紙で定める。

(候補者一覧表の作成及び送付)

第18条 選挙管理委員会は、立候補届出の締切後、候補者一覧表を作成し、すみやかに会員に通知しなければならない。

2 前項の一覧表における候補者の氏名の記載の順序は、選挙管理委員会委員長がくじで決める。

3 役員の候補者の合計数が定款第28条に定める定数を下回る場合には、第13条に定める手続きをしなければならない。

(候補者名簿)

第19条 選挙管理委員会は、候補者名簿を作成し、選任の当日、これを代議員に配付しなければならない。

(候補者の氏名掲示)

第20条 選挙管理委員会は、選任の当日、投票所内に、候補者の氏名を掲示しなければならない。

2 前項の候補者の氏名の掲示の順序は、候補者一覧表の記載の順序による。

3 第16条の規定による候補の辞退があった場合においては、氏名掲示の中から、当該候補者の氏名を抹消する。

(投開票立会人)

第21条 選挙管理委員会委員長は、選挙管理委員の中から投開票立会人2名を指名し、投票及び開票に立ち会わせなければならない。

(開票管理人)

第22条 選挙管理委員会委員長は、選挙管理委員の中から、開票管理人2名を指名し、開票に関する事務を担当させなければならない。

(議場閉鎖)

第23条 役員の選任中代議員以外の者は、選挙会場に同席してはならない。ただし、前条に定める開票管理人及び選挙事務に従事する事務局職員は、この限りでない。

(選任の方法)

第24条 役員の選任は、会長、副会長、理事及び監事毎に分けて、投票によって行う。ただし、候補者の数とその員数を超えないときは、起立もしくは挙手によることができる。

(投票用紙)

第25条 投票用紙の様式は、別紙で定める。

(投票の方法)

第26条 投票の方法は、選任すべき役職の員数に応じ、単記投票又は連記投票によるものとし、候補者氏名の上の枠内に○の記号を記載して行う。

2 投票は、無記名投票とする。

(無効投票)

第27条 次の投票は、無効とする。

(1) 正規の用紙を用いないもの

(2) 候補者の何びとに投票したかを確認し難いもの(ただし、候補者の何びとに投票したかを確認できる記載と確認し難い記載が混在する場合には、何びとに投票したかが確認できる記載のみを有効投票として扱う。)

(3) 定められた数を超えて候補者に投票したもの

(投票効力)

第28条 投票の効力は、投開票立会人の意見を聞き、開票管理人が決定するものとする。

(開票)

第29条 開票管理人は、投開票立会人立会の上投票箱を開き、先ず投票を調査し、投開票立会人の意見を聞き、その投票を受理するかどうかを決定しなければならない。

2 開票管理人は、投開票立会人とともに投票を点検し、その点検が終わったときは、直ちに、その結果を選挙管理委員会委員長に報告しなければならない。

(投票数が同じであるときの当選人)

第30条 当選人を定めるにあたり得票数が同じであるときは、選挙管理委員会委員長がくじで当選人を定める。

(当選人決定の報告)

第31条 当選人が決定したときは、選挙管理委員会委員長は、すみやかに、当選人の氏名及び得票数、その選任における各候補者の得票数その他必要な事項を、代議員会に報告しなければならない。

(役員任期の起算)

第32条 役員任期の起算は、その選任が行われた時からとする。

(規程の変更)

第33条 この規程を変更しようとするときは、代議員会の決議を経なければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 平成27年3月1日一部改正、同日施行
- 3 平成29年3月5日一部改正、平成29年1月15日施行
- 4 平成30年3月4日一部改正、同日施行
- 5 平成31年3月3日一部改正、同日施行